

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、廃棄物処理施設の「アセス」についてでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、産業廃棄物処理施設設置にかかわる生活環境影響調査において、廃棄物処理法上の規定としては、調査が必ずしも必要ではない組み合わせとして正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設の設置に際し、騒音及び振動の調査を行った。
- (2) 廃油の焼却施設の設置に際し、煙突から排出される排ガスの調査を行った。
- (3) 最終処分場の設置に際し、廃棄物運行車両の搬出入に係る騒音及び振動の調査を行った。
- (4) 最終処分場の設置に際し、周辺に生息する希少動植物への影響調査を行った。
- (5) 最終処分場の設置に際し、掘削に伴い下流井戸の水位低下に関する調査を行った。

【解説】

産業廃棄物処理施設の設置については、法第15条で規定している。

一般廃棄物処理施設を民間が設置する場合の設置許可手続きについては、法第8条及び法第8条の2各項や、これを受けた政省令で具体的に規定しており、産業廃棄物処理施設とほぼ同様の規定である。しかし、処理施設の種類の種類がそもそも異なっていることから、一般廃棄物と産業廃棄物では違った内容のものもある。

廃棄物処理法で処理施設設置許可申請の際に義務付けているのは、「生活環境影響調査」であり、いわゆる「ミニアセス」と呼ばれるものである。

一定規模以上の最終処分場は「環境影響調査法（通称「アセス法」）」の対象となる。また、自治体が独自に制定しているアセス条例で焼却施設などを対象としている場合も多い。

これらは「本格アセス、フルアセス」と呼ばれることが多い。

「生活環境影響調査（ミニアセス）」は、設置者への過度な負担がかからないように、省令第11条の2により「大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水」の6項目が明示されている。

「アセス法」「アセス条例」にかかる場合は、これらの項目の他に動植物や景観などが加わる。

よって、現実には最終処分場や焼却施設の設置にあたっては、動植物や景観等の項目が要求される場合が多いが、法第15条許可の際の生活環境影響調査においては、動植物等への影響については法的に必要な要件ではない。

もちろん、事業者が影響が考えられる項目について自主的に行うことは望ましいことであり、これを妨げるものではない。

正解（4）

処理施設を所有、管理している方はご承知のことと思いますが、アセスは「大変」です。破碎処理施設の時に求められるミニアセスでさえ、新規設置の時などは1年程度はかかるでしょう。ましてや、動植物項目まで求められる本格アセスとなると確実に2年以上はかかります。年間に亘って影響を調査しなければならず、結果が出てもそのデータ整理やデータの公告縦覧等も時間を要します。調査の結果天然記念物のイヌワシが営巣していたなどとなると、事業実施はまず不可能になります。まあ、そうならないためにも入念な事前調査が求められる訳ですが。

～廃棄物処理問題～

さて、このところ処理施設関連の専門的、マニアックな問題が続きましたので、多くの方の実務に関係するような問題に移りましょう。

Q、委託者が有している産業廃棄物に関する情報について、委託契約に含まれるべき事項として法令で規定されているものには○、法令では規定されていない事項には×を付けなさい。

- a 産業廃棄物の性状
- b 産業廃棄物の荷姿
- c 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
- d 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- e 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

【解説】

委託契約に含まれるべき事項は、省令第8条の4の2各号に規定されているが、第6号において委託者が有している産業廃棄物に関する情報で、委託契約に含まれるべき事項として次のとおり規定されている。

イ	当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
ロ	通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
ハ	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
ニ	当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項（注） (1)廃パーソナルコンピュータ、(2)廃ユニット形エアコンディショナー、(3)廃テレビジョン受信機、(4)廃電子レンジ、(5)廃衣類乾燥機、(6) 廃電気冷蔵庫、(7) 廃電気洗濯機
ホ	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
ヘ	その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

正解 全て○

「産業廃棄物の性状を一番知っている人物は誰か？」立て前かもしれませんが、それは「排出者」なんですね。協会員の皆さんなら実感しているかも知れませんが、受け手の業者は廃棄物処理法については知識は豊富かもしれませんが、具体的な廃棄物の状態を知っているのは、その廃棄物を出している人物ですよ。産廃が出てくる工程も原料も判っているはずですから。受け手の業者は、「その産廃」にどんな成分がどの程度入っているか、なんて知らない訳です。そこで、委託契約書には処理するときに必要な情報を契約書にちゃんと記載しなければならないと規定しているんですね。

今回の宿題は真面目に取り組んでいただいている方へのサービス問題です。

宿題Q

産業廃棄物の運搬に係る委託契約書に含まれる事項として、「委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報」がある。その中の事項の一つとして規定されている「日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項」を適用するとしている物品でないものは次のうちどれか。



- (1) 廃ファンヒーター
- (2) 廃電子レンジ
- (3) 廃電気冷蔵庫
- (4) 廃パーソナルコンピュータ
- (5) 廃衣類乾燥機